

## 全国労働衛生週間を迎えて

西尾労働基準協会及び会員事業場の皆様におかれましては、日頃より職場における労働衛生水準の向上にご尽力いただきまして、感謝を申し上げますとともに、労働行政の業務運営へのご理解とご協力に、厚く御礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、昭和25年に初めて実施されて以来、今年で76回目を迎えます。

本年度の全国労働衛生週間は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として全国で展開されます。

日本の総人口は減少が続き、高齢化が進展していますが、就業者数は、女性や高齢者の就業率の上昇により、近年増加傾向にあります。

精神障害の労災支給決定件数は、令和6年度は全国で1,055件と過去最多となっており、メンタル不調により連続1箇月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は、近年上昇傾向にあり1割を超えています。また、何らかの疾病により通院しながら働く労働者の割合は、約3人に1人を超えています。

化学物質に起因する労働災害は、年間全国で400件程度発生していますが、特定化学物質障害予防規則等、特別則の規制対象となっていない物質を起因とするものが約8割を占めています。

法改正では、令和7年5月の労働安全衛生法改正により、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェックが3年以内に義務化されることとなり、労働施策総合推進法改正により、令和8年4月から治療と仕事の両立を支援するため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備等の措置が、事業者の努力義務となります。

化学物質による健康障害防止対策では、令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理が全面施行されていますが、リスクアセスメント対象物の拡大等から、危険性・有害性情報の通知（SDS）の履行確保のため、労働安全衛生法改正により、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられることとなり、5年以内に施行されます。

健康で働き続けるためには、多様で柔軟な働き方が可能となる等、仕事と生活の調和とともに、労働環境を取り巻く変化に対応した労働者の健康管理、メンタルヘルス対策等、心身の健康確保に向けた取組を進めていくことが必要です。

産業保健活動の支援としまして、産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の個別訪問支援、両立支援制度の導入支援等、地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の事業場におけるメンタル不調者への相談、ストレスチェック結果による高ストレス対象者への面接指導等、様々な産業保健サービスの提供をしておりますので、労働者の健康管理等におきまして、ご活用いただけますようお願いいたします。

最後になりますが、全国労働衛生週間における活動を通じ、労働衛生意識の高揚が図られ、健康で働き続けることができる職場環境づくりの促進を祈念しまして、全国労働衛生週間のメッセージとさせていただきます。

岡崎労働基準監督署西尾支署長 浦本 尚一